

平成23年度 香川県警察臨時職員登録試験案内

平成24年1月
香川県警察

香川県警察本部や県下の警察署において、県警察が行う業務のうち定型的な事務などに従事する臨時職員（地方公務員法第22条第2項に規定する臨時的任用）を募集します。

1 勤務地域及び募集人員等

勤務地域	登録予定人数	4月 採用予定者数	試験会場
警察本部、運転免許センター 高松西警察署	7名程度	5名程度	香川県警察本部6階 大会議室

2 受験資格

- (1) パソコンの基本操作(ワード、エクセルなど)のできる者
- (2) 次の地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者は、受験できません。
 - (ア) 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (ウ) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 現在、香川県(知事部局・教育委員会・病院局・水道局・議会事務局を含む)の育休任期付職員及び臨時職員である方は受験できません。また、過去に臨時職員であった方については、名簿登録の時点(平成24年4月1日)で、離職後6月以上経過していることが必要となります。

3 試験の方法

期 日 平成24年3月7日(水)

*午前9時30分から午前10時00分まで受付(遅刻した場合は原則受験できません。)

場 所 香川県警察本部6階大会議室(高松市番町4-1-10)

試験内容 教養試験(択一式・記述式:高校卒業程度)午後10時10分から90分間

個別面接:午後

合格発表 平成24年3月中下旬予定

*合格者に対して通知するとともに、警察本部玄関前の掲示板及び香川県警察ホームページに合格者の受験番号を掲示します。

4 受験申込手続及び申込受付期間

申込先及び申込方法	受付期間
<p>① 申込用紙に必要な事項を記入し、<u>履歴書（市販のもので様式を問わない）を添えて次のとおり香川県警察本部人事課に申込みをしてください。（申込みの際には、申込書、受験票を切り離さずに提出してください。）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 直接持参する方法 香川県警察本部へ持参してください。 ○ 郵便で申込みをする方法 申込用紙、履歴書、受験票返信用封筒（長形3号に80円分の切手（簡易書留で郵送を希望する場合は380円分の切手）をはって、あて先を明記したもの）を必ず同封し、封筒の表に赤字で「臨時職員登録受験」と書き、<u>簡易書留により香川県警察本部人事課まで郵送してください。</u> <p>② 申込書の受付後に受験票を交付します。郵送による申込者には受験票を受験票返信用封筒に入れて郵送しますが、<u>3月1日（木）までに受験票が到着しないときは、香川県警察本部人事課に必ず照会してください。</u></p>	<p>1月23日（月）から2月17日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までです。 受付期間後はどのような理由があっても受け付けません。</p> <p>なお、郵送の場合は、2月17日（金）までの消印のあるものを受け付けます。</p>

- (注) 1 **受験票は、試験の当日持参してください。**受験番号は、試験の当日、試験場の受付で記入します。
2 **履歴書には最近6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向きで本人と確認できるもの）をはりつけてください。**

5 採用、給与及び勤務時間等

- (1) この試験の最終合格者は、平成24年4月1日付けで、「臨時職員採用候補者名簿」に登録され、試験の成績順に臨時職員として採用します。（名簿有効期間は1年です。）
- なお、採用については、平成24年4月以降から開始しますが、必ずしも平成24年4月になるとは限りませんし、採用されないこともあります。
- (2) 配属先については、採用に先立ち別途お知らせします。
- (3) **任用期間は、原則として6か月ですが、1回に限り更新する場合があります。（最長で1年）**
- (4) 採用を辞退したときは、原則として登録を抹消することとします。
- (5) 任用期間中に、配属先が替わることがあります。
- (6) 臨時職員の勤務条件については、次のとおりです。（平成23年12月1日現在を基準として例示したものであり、改正になる場合があります。）
- ア 日額賃金 7,200円/日
 - ※通勤のため交通機関を利用する者及び交通用具を利用する者については、通勤距離が片道2km以上の者については通勤手当相当額190円/日、片道10km以上の者については通勤手当相当額310円/日が加算して支給されます。
 - イ 勤務は、原則として、月曜日から金曜日までの5日間、1日7時間30分です。**ただし、部門、職種によっては変則勤務をすることがあります。**
 - ウ その他の勤務条件は労働基準法に定めるとおりです。
 - エ 健康保険・雇用保険・厚生年金保険に加入していただきます。
 - オ 在職高齢年金受給者の方は、年金支給額が減額となる場合があります。
- (7) 臨時職員として採用になった場合、雇用期間中、許可無く他の事業に従事し、又はその他の労務に服することは出来ません。（地方公務員法第38条に規定する営利企業等の従事制限）

6 その他

- (1) 試験会場には、受験票、筆記用具（鉛筆及び消しゴム）及び昼食を持参してください。昼食時は外出可能です。
- (2) この試験についての問い合わせ先及び申込み先は、下記のとおりです。

香川県警察本部警務部人事課人事係

〒760-8579 高松市番町四丁目1番10号（警察本部庁舎3階）

TEL 087(833)0110 内線2624

試験会場案内図

